車線数　四車線
設計速度　六十キロメートル毎時
計画交通量　三万台毎日～四万六千台毎日（幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した状態を想定した平成四十二年の予測）
最小曲線半径　三百メートル
最急縦断勾配　五パーセント
(六) 事業概要書の縦覧場所
近畿地方整備局浪速国道事務所（大阪府枚方市南中振三丁目二番三号）
大阪市都市計画局計画部都市計画課（大阪市北区中之島一丁目三番二十号　大阪市役所七階）
(七) 縦覧期間及び縦覧時間
平成二十八年七月二十八日（木）から平成二十八年八月二十六日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）
浪速国道事務所は午前八時三十分から午後五時十五分まで
大阪市都市計画局計画部都市計画課は午前九時から午後五時三十分まで
(八) 申出方法と申出先
申出方法　申出書（様式問わず）及び法第十二条第一項に定める事業概要書に準じた資料（同条に基づく事前の事業間調整を実施することが可能となる資料）を郵送にて提出すること。
（縦覧期間満了日必着　持込可）
申出先　近畿地方整備局浪速国道事務所　調査課
〒五七三―〇〇九四　大阪府枚方市南中振三丁目二番三号
電話　〇七二（八三三）〇二六一（代表）

○沖縄総合事務局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年七月二十八日　沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県中頭郡西原町字小那覇御殿原六八七番四から那覇市字識名東原一二〇〇番一まで	前	A 一八・〇〇～二四・九六メートル	五・七〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二八・〇〇～一一七・〇〇	六・九二六	
	後	A 一八・〇〇～二四・九六	五・七〇〇	
		B 二八・〇〇～一一七・〇〇	六・九二六	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年七月二十八日　沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県島尻郡南風原町字新川崎山原六二番一から那覇市字真地上原二一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月二十八日

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十六日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十八年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

参議院

議長及び副議長任期満了

七月二十五日をもって議長山崎正昭及び副議長輿石東は議員任期満了となった。

常任委員長任期満了

七月二十五日をもって次の常任委員長は議員任期満了となった。
財政金融委員長　大家　敏志
文教科学委員長　石井　浩郎
厚生労働委員長　三原じゅん子
農林水産委員長　若林　健太
経済産業委員長　小見山幸治
国土交通委員長　金子　洋一
環境委員長　磯﨑　仁彦
国家基本政策委員長　北澤　俊美
予算委員長　岸　宏一
決算委員長　小泉　昭男
懲罰委員長　直嶋　正行

報告書受領

七月二十六日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十八年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。
また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

外務省

（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　中村耕一郎
在トルコ日本国大使館参事官に転任させる
トルコ国駐箚特命全権大使を補佐しトルコ国に在勤する期間公使の名称を与える（七月八日）
（マダガスカル国駐箚）特命全権大使　小笠原一郎
コモロ国、モーリシャス国駐箚を命ずる
（ルクセンブルク国駐箚）同　西村　篤子
ルクセンブルク国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（女性・人権人道担当）（以上七月十二日）
（在大韓民国日本国大使館参事官（公使））小林　賢一
在米国日本国大使館参事官に配置換する
米国駐箚特命全権大使を補佐し米国に在勤する期間公使の名称を与える（七月十三日）
（在米国日本国大使館参事官（公使））河津　邦彦
国際法局経済条約課長に転任させる
（同）海部　篤
在ドイツ日本国大使館参事官に配置換する
ドイツ国駐箚特命全権大使を補佐しドイツに在勤する期間公使の名称を与える（以上七月十五日）
特命全権大使　長嶺　安政
大韓民国駐箚を命ずる　同　好井　正信
モルドバ国駐箚を命ずる　同　牧内　博幸
ドミニカ共和国駐箚を命ずる　同　伊藤　伸彰
ウズベキスタン国駐箚を命ずる　同　勝亦　孝彦
トルクメニスタン国駐箚を命ずる　同　黒木　大輔
マリ国駐箚を命ずる
（ウクライナ国兼モルドバ国駐箚）特命全権大使　角　茂樹
モルドバ国駐箚を免ずる
（ロシア国兼トルクメニスタン国ベラルーシ国駐箚）同　上月　豊久
トルクメニスタン国駐箚を免ずる（以上七月十九日）